

令和4年10月12日

牛久市立小・中・義務教育学校  
児童生徒の保護者のみなさま

牛久市教育委員会教育長 染谷 郁夫

新型コロナウイルス感染症関連のおしらせ（第32報）  
（新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて）

日頃より牛久市教育行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。  
今般、オミクロン株の特性を踏まえた療養期間等については、With コロナの新たな段階への移行を見据え、以下のとおり見直すこととなりましたのでお知らせいたします。

記

- 有症状患者について
  - ・ 発症日を0日とし、7日間経過、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
  - ・ ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底する。

※ 見直しを行った出欠等の取扱いを含めた新型コロナウイルス関連での児童生徒の欠席については別紙の通りです。

## 出欠等の取扱いを含めた新型コロナウイルス関連での児童生徒の欠席について

	症状・内容	出席停止扱い期間
①	児童生徒が発症（有症状患者）した場合	保健所もしくは病院から登校可能とされるまで（ <u>通常、発症日を0日とし、7日間経過、かつ、症状軽快後24時間経過した場合</u> には8日目から解除） ただし10日間が経過するまでは、自主的な感染予防行動を徹底する。
②	児童生徒に風邪の症状や発熱、喉の痛み、倦怠感、呼吸困難、味覚障害がある場合	速やかに医師に相談し指示に従う。
③	同居者に風邪の症状や発熱、喉の痛み、倦怠感、呼吸困難、味覚障害がある場合	速やかに医師に相談し指示に従う。 <u>児童生徒への行動制限なし。</u> 同居者が陽性となれば濃厚接触者となり⑤の対応となる。
④	児童生徒がPCR検査または、抗原検査を受けた場合	陰性の結果が出るまで
⑤	児童生徒が濃厚接触者となった場合	陽性者と最後に接触した日から5日間（2日目及び3日目に抗原検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目で解除）
⑥	新型コロナワクチン接種当日	1日 ※
⑦	新型コロナワクチン接種翌日以降、発熱等の症状（倦怠感、接種部位等の痛み、頭痛などいわゆる副反応とみられる症状）がある場合	症状が落ち着くまで
⑧	感染不安（基礎疾患等を含む）による登校を控える場合	登校可能となるまで

上記の場合は、欠席扱いとせず**出席停止扱い**とします。

※ 新型コロナワクチン接種のため、1日ではなく「早退」や「遅刻」をした場合は、当該児童生徒の当該授業日の授業の履修状況を記録し指導上の参考とするため、「早退」、「遅刻」として記載しますが、通知票や要録上は出席扱いで出席日数に加算されます。